

# 税の申告はお早めに

税の申告がもうすぐ始まります。町では「町県民税」と「所得税」の納税相談を2月18日(月)～3月17日(月)まで開設します。(詳細は下表参照)

## 町県民税等申告相談日程

期 日	地 区	会 場 ・ 時 間
2月18日(月)	小倉全部	<b>◆会場</b> 吉岡町コミュニティセンター 2階・視聴覚室 (役場敷地内 南側建物) <b>◆受付時間</b> 【午前の部】 午前8時45分～11時30分 【午後の部】 午後1時～5時  ※申告期間中は駐車場・会場の混雑が予想されますので、なるべく世帯毎に地区指定日にお出かけください。
19日(火)	上野原北部・上野原南部・塔の辻(3区)	
20日(水)	上野田全部(2区)	
21日(木)	北下北部・北下東部	
22日(金)	陣場全部・大藪・北下西部	
25日(月)	木戸・下八幡全部・北下南部	
26日(火)	根古屋・内手・諏訪	
27日(水)	万蔵寺・大町・両原・新田	
28日(木)	駒寄・駒寄台・瀬来	
29日(金)	上町・田端・三津屋全部・町営住宅	
3月3日(月)	大久保中町・溝祭南部全部	
4日(火)	大下町全部・下中町・大久保下町全部	
5日(水)	溝祭中部・溝祭北部	
6日(木)	下野田北部全部	
7日(金)	下野田原・宮下・下野田中部	
10日(月)	町内全域	
11日(火)	〃	
12日(水)	〃	
13日(木)	〃	
14日(金)	〃	
17日(月)	〃	

※申告期間は2月18日～3月17日ですが、土曜日・日曜日は申告相談を行いません。

※身体の障害などにより2階に上るのが困難な人や、申告書の記入が済んでおり提出のみされる人は、役場1階の財務課税務室窓口にて申告書をお預かりします。

毎年申告者が増加し、本年度からは町県民税住宅ローン控除の申告も始まることから、待ち時間が長くなる事が予想されます。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力をお願いします。

また、待ち時間短縮のため、申告書を作成できる人はご自身で作成してください。

## 申告が必要な人

町県民税申告書、所得税申告書が送付された人は申告してください。申告書が送付されなかった人でも次に該当する場合は申告が必要です。

- ①前年中に農業・不動産・譲渡などの所得があった人
- ②給与所得者で、給与を2カ所以上から受けた人、給与のほかにも所得(農業・不動産・譲渡など)がある人。
- ③前年中に所得がなかった人で、他の親族の扶養になつていない国民健康保険加入者。
- ④給与所得者で年末調整が済んでいない人(平成19年中に会社を退職した人など)、または年末調整に誤りがあった人。
- ⑤前年中に所得がない人でも所得証明や非課税証明などが必要になる人(園児の保護者、児童扶養手当、福祉医療などで証明が必要になる人)は、申告がないと証明書が発行できないので申告が必要です。
- ⑥その他、右記以外に申告が必要な人(医療費控除、住宅借入金等特別控除などに該当する人)

## 申告に必要なもの

- ・申告書(送付されている人)
- ・印鑑

### 〔収入関係〕

- ・源泉徴収票(報酬、年金など)
- ・貸金支払報告書(日雇者など)

- ・営業所得者などは収入支出内訳書
- ・肉用牛売却証明書
- ・その他の収入明細書(証明書)

### 〔控除関係〕

- ・社会保険料額のわかるもの
- ・国民年金保険料控除証明書
- ・生命保険料控除証明書
- ・地震保険料控除証明書(平成18年末までに契約した長期損害保険料控除証明書)
- ・その他の証明(障害者手帳、勤労学生の人(学生証や在学証明書、その他必要な証明など)

## その他

①新規に振替納税を利用する場合には、納税者自身の預金通帳の金融機関名・口座番号・届出印が必要になりますので

持参してください。

②還付申告者の還付金の受取りは、口座振替となります。申告者自身の預金通帳の金融機関名・口座番号が必要となります。

### ▼問合せ先

役場財務課税務室  
☎54・3111(内線136)

## 税の申告時に控除が受けられます

### 高齢者(65歳以上)の障害者控除対象者の認定

身体障害者手帳や療育手帳などを持っていない人でも、同等の障害があると認定された場合は、所得税や住民税の障害者控除の対象となることとなります。認定された人には障害者控除を受けるための障害者控除対象者認定書を交付します。

▼対象 平成19年12月31日現在(平成19年中に死亡した人は死亡時)、町内在住の65歳以上の人で要介護認定を受けているか、介護認定を受けて

いなくても6ヶ月以上臥床し、寝たきりの状態にあることが証明できる人であつて、町の障害者控除認定基準に該当する人

※介護保険の認定を受けている人全員が障害者控除の対象になるわけではありません。

▼交付申請 健康福祉課にある用紙で申請してください。

※認定書は、所得税の確定申告のときに障害者控除を受けるために必ず持参してください。

※障害者手帳・療育手帳などを持っていない人は、その手帳で障害者控除を受けることができます。認定書の交付を受ける必要はありません。

▼問合せ先 役場健康福祉課福祉室  
☎54・3111(内線151)

寝たきりや治療上の理由で使用したおむつの費用について、所得税の確定申告で医療費控除を受けられます。

この申告が2回目以降の人は、医師が発行する「おむつ使用証明書」の代わりに、町

### 医療費控除用おむつ使用の証明

が発行する「介護保険の主治医意見書の確認書」でも認められます。

▼対象 介護保険の要介護認定(要支援1・2、要介護1・5)を受けている人で、介護などの必要性があり主治医より尿失禁の可能性が高いと証明されている人。

▼申請方法 役場健康福祉課福祉室にある用紙で申請してください。

※初めておむつに係る費用の医療費控除を受ける年は、医師が証明する「おむつ使用証明書」が必要です。

※申告の際には、証明書や確認書のほかに、おむつの領収書(名前・日付・金額が記載されているもの)が必要です。

▼問合せ先 役場健康福祉課福祉室  
☎54・3111(内線151)



# 税理士会などによる申告相談

## ①税理士会による無料相談

会場	期 日	時 間
税務署3階会議室 (高崎市東町134-12) (高崎地方合同庁舎)	1月28日(月)～2月6日(水) 3月18日(火)～24日(月) ※土・日曜日・祝日は開設されません	午前9時～午後3時30分 (正午～午後1時までを除く)
ビエント高崎 (高崎市問屋町2-7)	2月7日(木)～3月10日(月) ※土・日曜日・祝日、2月8日は開設されません	午前9時～午後3時30分 (正午～午後1時までを除く)
渋川市役所(第二庁舎) (渋川市石原6-1)	2月20日(水) 2月25日(月) 2月27日(水) 3月4日(火) 3月10日(月)	午前10時～午後4時 (正午～午後1時までを除く)

対  
象  
者

- ①給与所得者で医療費控除の申告をする人
- ②給与所得者で住宅借入金等特別控除の申告をする人
- ③平成19年中に中途退職した人などで年末調整が済んでいない人
- ④公的年金などを受給している人
- ⑤小規模な事業者の所得税・消費税の申告をする人

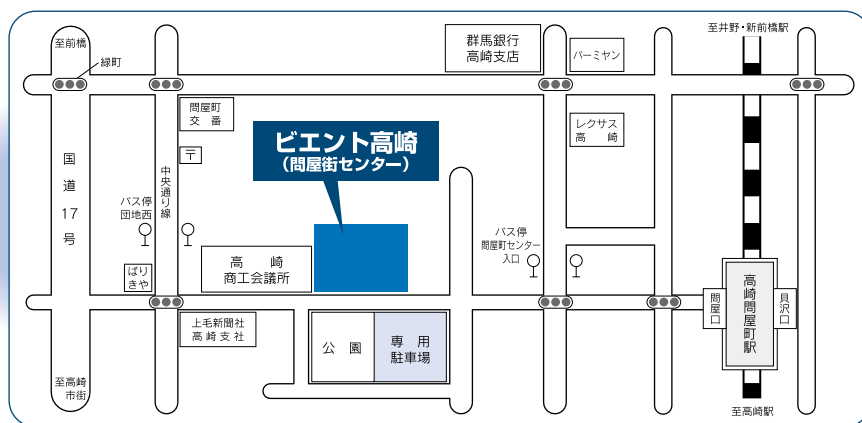
※駐車場が狭いので、車でのご来場はできるだけご遠慮ください。

問合せ先 高崎税務署  
【申告・納税・相談など】  
☎027・322・4799  
【代表】  
☎027・322・4711

## ②税務指導所における無料相談

- ▶期 日 2月18日(月)～29日(金) ※土・日曜日は開設されません
- ▶時 間 午前10時～午後3時(正午～午後1時までを除く)
- ▶場 所 関東信越税理士会高崎支部事務局(高崎市問屋町3-10-3 問屋街センター第二ビル3階304号室)

※なお、①および②ともに、相談の内容によっては低額な料金がかかることもあります。



高崎税務署が行う  
確定申告会場は  
「ビエント高崎」

- ▼開設期間 平成20年2月7日(木)～3月17日(月)
- ※土・日曜日および祝日は除く。(ただし、2月24日、3月2日の日曜日は開設されません。)
- ▼受付時間 午前9時～午後4時
- ▼会場 ビエント高崎(問屋街センター) 高崎市問屋町2丁目7番地
- 所得税の還付申告と、贈与税の申告のご相談  
↓2月7日から
- 所得税および個人事業者の消費税の申告のご相談  
↓2月18日から
- ※この期間、高崎税務署には相談会場がありませんのでご注意ください。なお、完成した確定申告書などの提出は受け付けています。
- ▼問合せ先 高崎税務署  
【申告・納税・相談など】  
☎027・322・4799  
【代表】  
☎027・322・4711